

## 2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、(1)に適合する(2)の事業とします。

### (1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。（固定価格買取制度による売電は行わないものであることを含む。）
- エ 別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

### (2) 対象事業

#### ア 対象事業の要件

対象とする事業は、日本国内の事業所において設備を設置する以下のいずれかの事業であること。なお、対象の範囲は別添のとおりとする。

#### ① 太陽光パネルリサイクル設備導入事業

太陽光パネルのリサイクル工程における、ガラス、セル及びフレームを分離し、後段での選別を不要または容易にするための設備を導入する事業であること。

※「太陽光パネルリサイクル」とは、太陽光パネルを対象として、1つの設備を用いて、特殊な破碎または分離方法を用いることで、太陽光パネルを構成するガラス、セル及びフレームを分離し、後段のプロセスの選別を不要または容易にすることをいう。

#### ② 非鉄金属高度破碎・選別設備導入事業

使用済製品のリサイクル工程におけるアルミ、銅等の非鉄金属高度破碎・選別のための設備を導入する事業であること。

※「非鉄金属高度破碎・選別」とは、たとえば、素材の分離・選別性を向上させる高効率な破碎や、X線等を用いた含有元素等に応じた合金選別、複数センサーを組み合わせた高効率選別など、先進的な技術を用いて従来の破碎・選別よりも回収される素材の量又は質を向上させる破碎・選別をいう。

#### ③ プラスチックリサイクル高度化設備緊急導入事業

ペットボトル・容器包装プラスチック等の廃プラスチックの高度なりサイクルに資する異物除去、選別、洗浄及び原料化設備並びにその他設備を導入する事業であって、国内資源循環が安定的に見込めるものであること。

④ 「3 R 技術・システムの低炭素化促進検討・実証事業」または「低炭素製品普及に向けた3 R 体制構築支援事業」において実証された設備についての導入事業

過去に環境省が実施した「低炭素型3 R 技術・システム促進事業」「低炭素製品普及に向けた3 R 体制構築支援事業」において実証された、以下の2つの設備を導入する事業であること。

- ・炭素繊維強化プラスチックリサイクル設備
- ・パルス破碎設備

※「過去の実証事業により実証された設備」とは、環境省が実施した実証事業に採択された上で、高い省CO<sub>2</sub>効果が確認された設備をいう。

過去の実証事業の内容については以下を参照してください。

<http://www.env.go.jp/recycle/car/material5.html>

※ 「省CO<sub>2</sub>型リサイクル高度化設備」とは、①の太陽光パネルリサイクル設備、②の非鉄金属高度破碎・選別のための設備、③のプラスチックリサイクル設備、④の「3 R 技術・システムの低炭素化促進検討・実証事業」または「低炭素製品普及に向けた3 R 体制構築支援事業」において実証された設備をいう。

※ 上記に該当する設備であっても、実用化に至っていないと判断される技術については対象外とする。

イ 補助事業者

補助金の応募申請をできる者は、次に掲げる者とします。

ただし、一般廃棄物処理又は産業廃棄物処理を行うために必要な設備導入事業を応募される場合であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく業及び施設設置の許可が必要な場合にはその許可を得ている者、若しくは補助事業開始前までに許可を得る予定の者に限ります。

- ① 民間企業
- ② 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④ 法律により直接設立された法人
- ⑤ その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者

ウ 共同実施

他の事業者と共同で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が「イ」の「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。